【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年４月25日
【会社名】	株式会社寺岡製作所
【英訳名】	TERAOKA SEISAKUSHO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　寺岡 敬之郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区広町一丁目４番22号
【電話番号】	03（3491）1141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　内藤　雅和
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区広町一丁目４番22号
【電話番号】	03（3491）1141（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　内藤 雅和
【縦覧に供する場所】	株式会社寺岡製作所大阪支店 （大阪市東淀川区菅原四丁目９番６号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年４月18日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社及び連結子会社におきまして、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、保有する固定資産の減損処理を行った結果、「固定資産減損損失」として特別損失を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成26年３月期決算において連結・個別ともに13億83百万円を減損損失として特別損失に計上する見込みです。

以上